

第19期定時株主総会招集ご通知に関するの インターネット開示事項

業務の適正を確保するための体制

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

連結株主資本等変動計算書

連結計算書類の連結注記表

株主資本等変動計算書

計算書類の個別注記表

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

フランスベッドホールディングス株式会社

法令および当社定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト
(<https://www.francebed-hd.co.jp/>) に掲載することにより、株主の皆様
に提供しているものであります。

業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づく、「内部統制システムの基本方針」を取締役会の決議により定め、業務の適正を確保する体制を整備しております。

① 業務運営の基本方針

当社の経営活動の根幹をなす「経営理念」は、以下のとおりとする。

【経営理念】

- ・創造と革新により『豊かさとやさしさ』のある暮らしの実現に貢献するヒューマンカンパニーを目指します。
- ・株主価値最大化の追求。付加価値の高い新商品・新サービスを創造します。
- ・経営資源の有効活用を図り、グループの総合力を強化します。

② 内部統制基本方針決議の内容

- イ. 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・当社及び当社子会社（以下、「当社グループ」という。）の取締役は、自己に委嘱された職務領域について、法令、定款及びその他の社内規則等（以下、「法令等」という。）の遵守体制を構築する権限と責任を有する。
 - ・当社の取締役会は、当社グループの取締役及び使用人が熟知すべきコンプライアンスに関する基本的考え方、体制の整備や推進活動の指針、コンプライアンスに係る全社員の基本的な行動基準を明記した企業指針である「フランスベッドホールディングスグループコンプライアンス基本方針」を制定する。また、企業倫理に関する基本規定である「フランスベッドホールディングスグループ企業倫理規程」や行動の範とすべき基準である「フランスベッドホールディングスグループ行動規範」を制定する。特に、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力については、その排除を明記する。
 - ・法令等の遵守に関する事項は、当社経理／総務グループが主管し、当社グループ間において横断的かつ効率的に推進するために、情報管理委員会（※）を設置する。
 - ・法令等の遵守推進のために、法令等の遵守に関する研修等を実施し、取締役及び使用人のコンプライアンス意識の醸成に努める。
 - ・当社グループは、フランスベッドホールディングスグループ内部通報規程を定め、社内と社外（弁護士事務所）に内部通報に関する相談窓口・通報受付窓口を設置する。
 - ・使用人は、社内においてコンプライアンス違反行為が生じ、又は生じようとしている事実を知ったときは当窓口に通報（匿名も可）しなければならない。
 - ・当社グループは、正当な理由なく、内部通報の内容及び調査で得られた個人情報を開示することを禁止し、内部通報をした者に対して、そのことを理由として不利益な取扱いを行わない。
 - ・個人情報を適切に保護することが当社グループの社会的責務と認識し、個人情報保護に関する基本方針を定め、情報セキュリティの強化並びに個人情報の保護に努める。
 - ・当社は内部監査組織として、監査室を設置する。監査室は、被監査部門等に対して十分な牽制機能を確保するために代表取締役会長兼社長の直轄部門とし、法令等の遵守状況及び業務活動の効率性などについて、監査等委員会とも連携しつつ、当社グループに対し内部監査を実施し、業務の改善に向け

- 具体的に助言・勧告を行う。
- ・当社グループにおける重要な法務的課題及びコンプライアンスに係る事象については、顧問弁護士等に相談し、必要な検討を行う。
 - ・会計監査人とは、通常の会計監査に加え、重要な会計的課題についても随時相談し検討を行う。
- ロ、当社の取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ・当社の取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する事項については、文書の作成、保存及び破棄を定めた「文書管理規程」に従うものとし、取締役から、これらの文書の閲覧の要請があった場合には、直ちに提出する。
 - ・当社の取締役及び使用人の業務上の情報管理については、情報セキュリティに関連する規程を整備するとともに、個人情報保護に関する基本方針を定めて対応する。
- ハ、当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ・当社グループの取締役は、自己に委嘱された職務領域について、当社グループに損失を与えうるリスクの管理のために必要な体制を構築・維持を行う権限と責任を有する。
 - ・組織横断的なリスクへの対応は、当社の経理／総務グループが主管し、効率的な推進に当たるために、情報管理委員会（※）を設置する。
 - ・各部門の所管業務に付随するリスク管理については、当該部門が担当し、個別規程、ガイドライン、マニュアルの整備、研修の実施等を行う。
 - ・当社グループ全体又は経営の根幹に係わる重要事項については、当社の取締役会での審議を経て、対応を決定する。
 - ・当社は激甚災害等による被災を想定し、当社グループ全体の事業継続を図るための組織、指揮命令系統等を定めたマニュアルを策定する。緊急事態が発生した場合には、必要に応じて緊急対策本部を設置した上で、当該事態に対処する。
- 二、当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・当社グループの取締役会は、各取締役が責任を持って担当する領域を明確にした上で、業務執行の決定権限を取締役に委嘱している。各取締役は、自己の担当領域に関する業務目標の達成を通じてグループ全体としての経営目標の達成に努める。
 - ・当社にあっては、経営の意思決定・監督機能を担う取締役会の構成員である取締役が業務執行機能を併せ持つところから、業務執行機能を補完強化するために、執行役員制度を導入する。当制度は、取締役会において選任された執行役員が取締役会決議に従い、所管業務の充実強化に積極的に取り組むことにより、経営環境の変化に迅速かつ的確に対応できる経営体制の構築を図るものである。
 - ・当社の取締役会は、毎月、当社の重要な業務執行その他法定の事項についての決定を行うほか、取締役会の場における子会社代表取締役による業務執行状況報告等を通じて、子会社の業務執行についての監督を行い、企業集団としての意思の統一を図る。
 - ・当社グループの職務執行に係る職務権限及び決裁手続き等については、「組織規程」、「職務分掌規程」及び「職務権限規程」に定める。これをもって、当社グループの経営活動における意思決定と実行の迅速化及び責任体制の明確化を図る。「職務権限規程」により決定権限を委譲された者は、案件の目的、実施方法、費用、効果、リスクなどに関する十分な情報を入手の上、善良なる管理者の注意

義務をもって審査し、当社グループにとって最適と合理的に判断する内容の意思決定を行う。なお、各規程については、法令の改廃又は職務執行の変更等があった場合は、随時見直しを行う。

- ・内部監査は、効率性の観点からも実施し、当該内部監査の結果を踏まえて必要な対策を講じることにより、職務執行の効率性の確保に努める。

ホ. 子会社取締役及び使用人の職務執行に係る事項の報告に関する体制

- ・当社は、グループの戦略機能を担う持株会社として、経営ビジョンの策定、経営戦略の企画立案、経営資源の最適配分等を通じて、グループ全体の効率的運営を図ることを基本的役割とし、子会社各社の事業特性を踏まえつつ、事業戦略を共有したグループ一体となった経営管理を行う。このグループ全体を見据えた経営管理体制の構築を図るために、情報管理委員会（※）を設置する。
- ・当社は、子会社の業務執行に対する監督機能の強化を企図して、当社取締役会における子会社の代表取締役による業績等の業務執行状況報告を義務付けている。併せて、グループ全体又は経営の根幹に関わる重要事項については、当社取締役会での審議を経て、対応を決定することとし、企業集団としての意思の統一を図る。これらの子会社の経営管理に関する事項は、当社の経営企画グループが主管し、その経営管理に関わる基準及び手続き事項は、「関係会社管理規程」に定める。

ヘ. 監査等委員会の職務の補助をすべき使用人に関する事項

- ・当社は、監査等委員会の職務を補助する者を当社の使用人から任命し、監査等委員会付として極力専任させるものとする。

ト. 前号の使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性及び当該使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項

- ・当社において監査等委員会の職務を補助する者は、その指揮命令系統、地位及び処遇等について、監査等委員でない取締役からの独立性を担保するために監査等委員会と事前協議を行うこととする。
- ・当社の監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、監査等委員会から命じられた職務に関しては、取締役及び当該使用人の属する組織の上長等の指揮命令を受けないものとし、もっぱら監査等委員会の指揮命令に従わなければならない。

チ. 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人並びに当社子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

- ・当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、監査等委員会に対し、取締役会その他重要な会議を通じて職務の執行状況の報告を行うとともに、内部監査部門の監査結果を報告する。
- ・監査等委員会からの求めに応じ、稟議書その他の業務執行上の重要な書類を閲覧に供する。
- ・当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人並びに当社子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、当社グループに著しく重大な損失を与える事項が発生し、若しくは発生する恐れがあるとき、又は役員及び使用人による違法若しくは不正な行為を発見したときは、当社の監査等委員会に報告しなければならない。また、これらの者は、前記報告事項に

加え、当社の監査等委員会が報告すべきものと定めた事項について、当社の監査等委員会に報告しなければならない。

- リ. 監査等委員会に報告を行った者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - ・当社グループは、内部情報提供制度に関する規程に従って当社の監査等委員会へ報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由に、いかなる不利な取扱いも行ってはならないものとし、関係する取締役、執行役員及び従業員はこれを遵守する。

- ヌ. 当社の監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
 - ・当社は、監査等委員がその職務の遂行について生じる費用の前払又は償還等の請求をしたときは、監査等委員会の職務の遂行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するものとする。

- ル. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ・当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人の監査等委員会監査に対する理解を深め、監査等委員会監査の環境を整備するよう努める。
 - ・当社の監査等委員会は、監査室から当社各部門及び子会社に関する内部監査の内容について説明を受けるなど、監査室との連携を図っていく。
 - ・当社の監査等委員会は、会計監査人との間で年間監査計画の確認を行うとともに、四半期毎の会計監査結果の報告を受ける等、定期的に会合を開催する。さらに、必要に応じて、期中監査並びに期末監査の場に同席し、都度、報告及び説明を受けるなど相互の連携を図る。

(※) 「情報管理委員会」の設置

当社は、現在、内部統制に関する事項を検討する機関として、「情報管理委員会」を設置している。当委員会委員長には、当社取締役（証券取引所情報取扱責任者兼務）がその任に当たり、常勤監査等委員、当社各室長及び子会社管理部門長が委員に選任されている。当委員会の会議は、予め定められた議題について討議する定例会議（月1回開催）と緊急・突発的な発生事象に対応する特別会議から構成される。その活動内容は、コンプライアンス、リスク管理、情報セキュリティ、人権（セクハラ、パワハラ等）、会社情報の管理・統制、開示情報の決定等を検討するほか、子会社からの業績以外の経営情報等の収集に当たっている。当委員会にて取り上げる個々の議題を包括した概念としては、昨今、CSR（企業の社会的責任）活動が注目を集めているが、このCSR活動は「内部統制システム」の整備と不可分の関係にあるところから、当委員会を中核にCSR活動にグループ全体をあげて取り組むことにより、内部統制システムの実効性を高め、当社グループの企業価値の向上に結びつけていくものである。なお、当委員会の活動内容は毎月の当社の取締役会での報告事項としている。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

①取締役の職務執行

取締役会規程や社内規程を制定し、取締役が法令及び定款に則って行動するように徹底しております。当事業年度におきましては、取締役会を16回開催しております。

②監査等委員による監査

社外取締役を含む監査等委員は、監査等委員会において定めた監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会に出席する他、会計監査人とは定期的に、内部監査室との間では毎月情報交換を行うことで、取締役の職務執行の監査、内部統制の整備並びに運用状況を確認しております。当事業年度におきましては、監査等委員会を13回開催しております。

③情報管理委員会の実施

組織横断的に法令の遵守、リスク対応等を図る体制として、情報管理委員会を設置しており、当事業年度におきましては12回開催いたしました。また、グループ社員に対しては、社内電子掲示板等を活用して、コンプライアンス資料等を毎月配信するなど、法令遵守に向けた取り組みを継続的に実施しております。なお、当委員会活動の概要については月例の取締役会にて報告いたしております。

④内部監査の実施

監査計画書に基づき、当社グループの業務が、法令や企業理念、社内規程等に従って適正かつ効率的に遂行されているかについて評価・検証するため、監査室が監査等委員、会計監査人と連携をとりながら、内部監査を実施しております。

⑤財務報告に係る内部統制

内部統制基本方針に基づき、内部統制の評価を実施しております。

連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	3,000	0	35,881	△3,626	35,255
会計方針の変更による累積的影響額			△43		△43
会計方針の変更を反映した当期首残高	3,000	0	35,837	△3,626	35,211
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△1,154		△1,154
親会社株主に帰属する当期純利益			2,557		2,557
自 己 株 式 の 取 得				△986	△986
自 己 株 式 の 処 分		1		52	53
連結子会社による非連結子会社の合併に伴う増減			△3		△3
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	1	1,399	△934	465
当 期 末 残 高	3,000	1	37,236	△4,560	35,677

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
当 期 首 残 高	△15	35	2,137	2,157	37,412
会計方針の変更による累積的影響額					△43
会計方針の変更を反映した当期首残高	△15	35	2,137	2,157	37,369
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△1,154
親会社株主に帰属する当期純利益					2,557
自 己 株 式 の 取 得					△986
自 己 株 式 の 処 分					53
連結子会社による非連結子会社の合併に伴う増減					△3
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△18	17	△293	△294	△294
当 期 変 動 額 合 計	△18	17	△293	△294	171
当 期 末 残 高	△34	53	1,843	1,862	37,540

(注)連結株主資本等変動計算書は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・ 連結子会社の数 8社
- ・ 連結子会社の名称
フランスベッド(株)
フランスベッドファニチャー(株)
フランスベッド販売(株)
(株)エフビー友の会
東京ベッド(株)
(株)翼
カシダス(株)
(株)ホームケアサービス山口

② 非連結子会社の状況

- ・ 主要な非連結子会社の名称 江蘇芙蘭舒床有限公司
フランスベッドメディカルサービス(株)
- ・ 連結の範囲から除いた理由 非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した関連会社の状況

- ・ 関連会社の数 1社
- ・ 関連会社の名称 (株)ミストラルサービス

② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

- ・ 主要な会社等の名称 江蘇芙蘭舒床有限公司
フランスベッドメディカルサービス(株)
- ・ 持分法を適用しない理由 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

③ 持分法適用手続に関する特記事項

持分法適用会社である(株)ミストラルサービスについては、事業年度が連結会計年度と異なる為、同社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

(3) 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する注記

- ・ 連結の範囲の変更 当連結会計年度において、当社の連結子会社であるフランスベッド(株)を通じて(株)ホームケアサービス山口の全株式を取得したことに伴い、当連結会計年度より、当該会社を連結の範囲に含めております。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、㈱ホームケアサービス山口の決算日は10月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、1月31日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。ただし、連結決算日との間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

その他の連結子会社の事業年度の決算日は、連結決算日と一致しております。

(5) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・ 其他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

- ・ 其他の関係会社有価証券

移動平均法による原価法

ロ. デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ

時価法

ハ. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ・ 商品、製品、仕掛品

先入先出法による原価法（貸借対照表価額につきましては収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

- ・ 原材料、貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額につきましては収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

賃貸用資産 3～10年

建物及び構築物 2～55年

機械装置及び運搬具 2～13年

工具、器具及び備品 2～20年

賃貸用資産のうち、取得価額が20万円未満の少額賃貸資産については、一括償却資産として3年間で均等償却しております。

ロ. 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年又は10年）に基づく定額法を採用しております。

ハ. リース資産

- ・ 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

- ・ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

ニ. 長期前払費用

均等償却しております。

③ 重要な引当金の計上基準

- イ. 貸倒引当金 売掛金等の債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ロ. 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。
- ハ. 役員賞与引当金 役員賞与の支出に備えるため、当連結会計年度における支給見込額に基づき計上しております。
- ニ. 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。
- ホ. 偶発損失引当金 将来発生する可能性のある偶発事象に対し、必要と認められる損失額を合理的に見積り計上しております。
- ヘ. 災害損失引当金 連結子会社であるフランスベッド(株)において、北海道千歳倉庫の雪害により被災した資産の解体等に要する支出に備えるため、当連結会計年度末における見積額を計上しております。

④ 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループでは、「メディカルサービス事業」における医療・介護用ベッド、福祉用具の製造、レンタル、小売及び卸売、住宅改修、病院・ホテル等のリネンサプライ、及び「インテリア健康事業」におけるベッド・家具類・寝装品・健康機器等の製造・卸売を主な事業としております。

商品又は製品の販売に係る収益は、主に卸売又は製造等による販売であり、顧客との販売契約に基づいて商品又は製品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、商品又は製品を引き渡す一時点において、顧客が当該商品又は製品に対する支配を獲得して充足されると判断し、着荷時又は検収時に収益を認識しております。

工事契約に関して、従来は、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しておりましたが、財又はサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転する場合には、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識することといたしました。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

なお、「メディカルサービス事業」のレンタル取引については、収益認識会計基準の適用除外項目である「リース取引」に該当することから、顧客との契約から生じる収益を含めておりません。

販売費及び一般管理費として計上していた一部の費用、及び営業外費用として計上していた売上割引については、顧客に支払われる対価として、売上高から減額しております。

取引の対価は、履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

⑤ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、投資効果の発現する期間を合理的に見積り、当該期間において均等償却しております。

⑥ 重要なヘッジ会計の方法

- イ. ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。
なお、為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理を行っております。
- ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象
・ヘッジ手段 デリバティブ取引（為替予約取引）
・ヘッジ対象 為替の変動リスクにさらされている外貨建金銭債権債務（外貨建予定取引を含む。）
- ハ. ヘッジ方針 主に原材料及び商品の輸入取引に係る為替の変動リスクをヘッジする目的でデリバティブ取引を行っております。デリバティブ取引を行うにあたっては、予定取引額を限度とし、一定のヘッジ比率以上を維持するよう管理しております。

二、ヘッジの有効性評価の方法

- ・事前テスト 「市場リスク管理規程」及び「リスク管理要領」に従ったものであることを検証します。
- ・事後テスト 外貨建取引における為替の変動リスクに対して、相場変動及びキャッシュ・フローの変動が回避されたか否かを検証します。

⑦ 繰延資産の処理方法

社債発行費の処理方法は、社債の償還期間にわたり定額法により償却しております。

⑧ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

イ. 退職給付に係る会計処理の方法

- ・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

- ・数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理しております。

- ・未認識数理計算上の差異の会計処理方法

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

- ・小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

ロ. 消費税等の会計処理

固定資産に係わる控除対象外消費税等は当連結会計年度の負担すべき期間費用として処理しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これによる主な変更点は以下のとおりとなります。

- (1) 従来、出荷時に収益を認識していた販売取引については、着荷時又は検収時に収益を認識することといたしました。
- (2) 工事契約に関して、従来は、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しておりましたが、財又はサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転する場合には、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識することといたしました。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。
- (3) 従来、販売費及び一般管理費として計上していた一部の費用、及び営業外費用として計上していた売上割引については、顧客に支払われる対価として、売上高から減額しております。
- (4) 有償支給取引において、従来は有償支給した原材料等について消滅を認識しておりましたが、当該取引において買い戻す義務を負っていることから、有償支給した原材料等について消滅を認識しないことといたしました。なお、当該取引において支給品の譲渡に係る収益は認識しておりません。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の売上高は38百万円減少、売上原価は58百万円増加、販売費及び一般管理費は87百万円減少し、営業利益は9百万円減少しており、営業外費用は28百万円減少し、経常利益、及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ19百万円増加しております。また、利益剰余金の当期首残高は43百万円減少しております。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形」、「売掛金」及び「契約資産」として表示し、「流動負債」の「その他」に含めていた「前受金」は、当連結会計年度より「契約負債」及び「その他」に含めて表示することといたしました。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしました。なお、これにより連結計算書類に与える影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

(連結損益計算書)

前連結会計年度まで区分掲記して表示しておりました「雇用調整助成金」(当連結会計年度は12百万円)は、金額の重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より、営業外収益の「その他」に含めて表示しております。

前連結会計年度まで営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「受取賃賃料」は、金額の重要性が増したため、当連結会計年度より、区分掲記しました。

なお、前連結会計年度の「受取賃賃料」は、25百万円であります。

4. 会計上の見積りに関する注記

当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりです。

・のれんの減損

(1) 当連結会計年度末ののれんの金額

1,167百万円

(2) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

当社グループは、超過収益力を前提としたのれんを計上しており、のれんについては、投資効果の発現する期間を見積り、当該期間において均等償却しております。

また、四半期ごとにのれんの減損の兆候の判定を実施しており、将来の事業計画や市場の動向などを判断材料としております。

なお、これらの判断材料が大きく変化した場合、のれんの減損損失を認識する場合があります。

当連結会計年度における減損の兆候を判定した結果、減損の兆候は無い為、のれんの減損損失を認識しておりません。

5. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

差入保証金

9百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

31,603百万円

(3) 保証債務

下記の借入金に対し、債務保証を行っております。

従業員

7百万円

下記の会社の前受業務保証金供託委託契約に対し、下記の債務が発生する可能性があります。

(株)エフビー友の会

508百万円

6. 連結損益計算書に関する注記

(1) 期末棚卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次の棚卸資産評価損が売上原価に含まれております。

117百万円

(2) 災害による損失

連結子会社であるフランスベッド(株)における北海道千歳倉庫の雪害により破損した棚卸資産の処分、設備の解体費用等であり、災害損失引当金繰入額102百万円が含まれております。

7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数(千株)	当連結会計年度 増加株式数(千株)	当連結会計年度 減少株式数(千株)	当連結会計年度末 の株式数(千株)
普通株式	41,397	—	—	41,397

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年6月25日 定時株主総会	普通株式	599	16.00	2021年3月31日	2021年6月28日
2021年11月5日 取締役会	普通株式	554	15.00	2021年9月30日	2021年12月3日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当金の 総額(百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年6月24日 定時株主総会	普通株式	655	利益剰余金	18.00	2022年3月31日	2022年6月27日

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については安全性及び流動性の高い金融資産に限定し、銀行等金融機関からの借入、社債発行等により資金を調達しております。

受取手形、売掛金及び電子記録債権に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に従ってリスクの軽減を図っております。有価証券は主に合同運用指定金銭信託であります。また、投資有価証券は主に株式であり、上場株式については定期的に時価の把握をおこなっております。

支払手形及び買掛金並びに電子記録債務は1年以内の支払期日であり、財務部門が適時に資金繰計画を作成・更新しております。

短期借入金の用途は運転資金であり変動金利であります。ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、設備投資及び運転資金に必要な資金の調達が目的であります。長期借入金の用途は長期運転資金及び設備投資資金であり、固定金利及び変動金利であります。社債の用途は運転資金及び設備投資資金であり固定金利であります。

長期借入金及び社債の返済期限等は決算日後、最長で9年11ヶ月後であります。

デリバティブ取引は、為替の変動リスクをヘッジすることを目的に、「市場リスク管理規程」「リスク管理要領」に従い、実需の範囲でおこなうこととしております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は含まれておりません(注)参照)。また、現金は注記を省略しており、預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位:百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 受取手形	642	642	—
(2) 売掛金	8,548	8,548	—
(3) 電子記録債権	990	990	—
(4) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	1,588	1,588	—
資産 計	11,770	11,770	—
(1) 支払手形及び買掛金	2,672	2,672	—
(2) 電子記録債務	2,176	2,176	—
(3) 短期借入金	3,975	3,975	—
(4) 長期借入金(※1)	2,362	2,363	0
(5) リース債務(※2)	6,658	6,658	—
(6) 社債(※3)	2,400	2,398	△1
負債 計	20,245	20,244	△1
デリバティブ取引(※4)	76	76	—

(※1) 1年以内に期限が到来する長期借入金を含めております。

(※2) 流動負債のリース債務と固定負債のリース債務を合算して表示しております。

(※3) 1年以内に期限が到来する社債を含めております。

(※4) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注) 市場価格のない株式等

(単位:百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	428
非連結子会社及び関連会社株式	199

これらについては、「(4) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位:百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券 其他有価証券 株式	58	-	-	58
デリバティブ取引 通貨関連	-	76	-	76
資産計	58	76	-	135

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位:百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
受取手形	-	642	-	642
売掛金	-	8,548	-	8,548
電子記録債権	-	990	-	990
有価証券及び投資有価証券 其他	-	1,529	-	1,529
資産計	-	11,711	-	11,711
支払手形及び買掛金	-	2,672	-	2,672
電子記録債務	-	2,176	-	2,176
短期借入金	-	3,975	-	3,975
社債	-	2,398	-	2,398
長期借入金	-	2,363	-	2,363
リース債務	-	6,658	-	6,658
負債計	-	20,244	-	20,244

(注)

時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

- ・有価証券及び投資有価証券
上場株式及び合同運用指定金銭信託は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、当社が保有している合同運用指定金銭信託は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。
- ・デリバティブ取引
為替予約の時価は、為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。
- ・受取手形、売掛金及び電子記録債権
これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額と満期までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。
- ・支払手形及び買掛金、電子記録債務並びに短期借入金
これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債務ごとに、その将来キャッシュ・フローと、返済期日までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。
- ・社債
当社の発行する社債の時価は、元利金の合計額と、当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。
- ・長期借入金及びリース債務
これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

9. 賃貸等不動産に関する注記

- (1) 賃貸等不動産の状況に関する事項
当社グループでは、東京都や大阪府その他の地域において、賃貸土地、賃貸住宅等を所有しております。
- (2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位:百万円)

連結貸借対照表計上額	時価
1,168	3,473

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
2. 当連結会計年度末の時価は、主として「固定資産税評価額」を合理的な基準に基づき調整を行った金額によっております。

10. 収益認識に関する注記

- (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位:百万円)

	報告セグメント			その他 (注) 1	合計
	メディカル サービス	インテリア 健康	計		
売上高					
一時点で移転される財	13,783	19,389	33,173	258	33,432
一定の期間にわたり移転される財	126	26	153	-	153
顧客との契約から生じる収益	13,910	19,416	33,327	258	33,586
レンタル取引等に係る収益 (注) 2	20,574	2	20,576	235	20,812
外部顧客への売上高	34,484	19,419	53,903	494	54,398

- (注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、不動産賃貸等の事業を含んでおります。
2. 「メディカルサービス事業」のレンタル取引、及び不動産賃貸等に係る収益については、収益認識会計基準の適用除外項目である「リース取引」に該当することから、顧客との契約から生じる収益には含めておりません。

- (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報
収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等(5)会計方針に関する事項 ④重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

- (3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報
契約資産及び契約負債の残高等

(単位:百万円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	4,588
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	4,588
契約資産 (期首残高)	2
契約資産 (期末残高)	0
契約負債 (期首残高)	351
契約負債 (期末残高)	293

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、216百万円であります。

11. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 1,030円11銭
(2) 1株当たり当期純利益 69円35銭

12. 重要な後発事象に関する注記

(自己株式の取得)

当社は、2022年5月13日開催の取締役会において、会社法第459条第1項第1号の規定による定款の定めに基づき、自己株式を取得すること及びその具体的な取得方法について決議いたしました。

(1)自己株式の取得を行う理由

資本効率の向上を図るとともに、株主還元の一環として自己株式の取得を行うものであります。

(2)自己株式の取得に関する取締役会決議の内容

①取得する株式の種類

当社普通株式

②取得する株式の総数

550,000株 (上限)

(発行済株式総数 (自己株式を除く) に対する割合1.51%)

③株式の取得価額の総額

500,000,000円 (上限)

④取得期間

2022年5月16日から2022年8月31日

⑤取得方法

東京証券取引所における市場買付

13. その他の注記

(企業結合等関係)

取得による企業結合

当社は、2021年11月30日開催の取締役会において、当社の連結子会社であるフランスベッド株式会社を通じて株式会社ホームケアサービス山口の株式を取得し、連結子会社化(当社の孫会社)することについて決議し、同日付で株式譲渡契約を締結いたしました。これに基づき、2021年12月20日付で同社の株式取得手続きを完了いたしました。

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称：株式会社ホームケアサービス山口

事業の内容：福祉用具のサービス事業、特定施設入居者生活介護事業ほか

(2) 企業結合を行った主な理由

当社グループの主力事業であるメディカルサービス事業においては、その中心事業である福祉用具貸与事業のシェア拡大などを目的として、営業拠点の拡充やM&Aの活用などにより、事業基盤と事業規模の拡大に取り組んでおります。

このたび株式を取得した株式会社ホームケアサービス山口は、1986年の設立以来、山口県を中心に、福祉用具の販売やレンタル、ならびに特定施設入居者生活介護事業などの福祉サービスの提供を行っている企業です。

今回の株式取得により、当社グループに株式会社ホームケアサービス山口が保有する顧客基盤が加わることで、当社グループのメディカルサービス事業の事業基盤がさらに強固なものとなり、事業規模の拡大につなげることが可能と考えております。

(3) 企業結合日

2021年12月20日(株式取得日)

2021年10月31日(みなし取得日)

(4) 企業結合の法的形式

現金を対価とした株式取得

(5) 結合後の企業の名称

変更はありません。

(6) 取得した議決権比率

100.0%(間接所有)

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

現金を対価として株式を取得したことによるものです。

2. 連結計算書類に含まれている被取得企業の業績の期間

株式会社ホームケアサービス山口の決算日は10月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、1月31日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。ただし、連結決算日との間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	1,600百万円
取得原価		1,600百万円

4. 主要な取得関連費用の内訳及び金額

アドバイザー費用等 44百万円

5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれんの金額

879百万円

(2) 発生原因

主として今後の事業規模拡大により期待される超過収益力であります。

(3) 償却方法及び償却期間

5年間にわたる均等償却

6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	679百万円
固定資産	<u>1,066</u>
資産合計	<u>1,745</u>
流動負債	559
固定負債	<u>466</u>
負債合計	<u>1,025</u>

7. 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

当連結会計年度における概算額の合理的な算定が困難であるため、記載を省略しております。

(注) 連結注記表は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							株主資本 合 計	純資産合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		自己株式		
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合 計			
当 期 首 残 高	3,000	750	32,285	33,035	5,176	5,176	△3,626	37,586	37,586
当 期 変 動 額									
剰余金の配当					△1,154	△1,154		△1,154	△1,154
当 期 純 利 益					1,218	1,218		1,218	1,218
自己株式の取得							△986	△986	△986
自己株式の処分			1	1			52	53	53
自己株式の消却									－
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)									－
当期変動額合計	－	－	1	1	64	64	△934	△869	△869
当 期 末 残 高	3,000	750	32,286	33,036	5,241	5,241	△4,560	36,717	36,717

(注)株主資本等変動計算書は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式及びその他の関係会社有価証券
移動平均法による原価法
- ② その他有価証券
市場価格のない株式等以外
の時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
市場価格のない株式等
移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産
定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物 10～18年
車両運搬具 6年
工具、器具及び備品 2～17年
- ② 無形固定資産
定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。
- ③ 長期前払費用
均等償却しております。

(3) 繰延資産の処理方法

社債発行費の処理方法は、社債の償還期間にわたり定額法により償却しております。

(4) 引当金の計上基準

賞与引当金
従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

当事業年度より、「収益認識に関する会計基準」を適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

なお、当該会計方針の変更による影響はありません。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取り扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしました。なお、当該会計方針の変更による影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

当事業年度の計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりです。

・関係会社株式およびその他の関係会社有価証券の減損

(1)当事業年度末の関係会社株式の金額	42,943 百万円
当事業年度末のその他の関係会社有価証券の金額	195 百万円

(2)当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

当社は、市場価格のない関係会社株式およびその他の関係会社有価証券について、直近の決算書等を用いて算出した実質価額が取得価額に比して、50%以上下落した場合には、実質価額まで減損処理することとしております。また、実質価額が取得価額に比して30%以上下落した場合には、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、実質価額まで減損処理することとしております。なお、当事業年度において関係会社株式およびその他の関係会社有価証券にかかる評価損は計上していません。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 57百万円

(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを含む）

短期金銭債権	5,110百万円
短期金銭債務	14,173百万円

(3) 取締役に対する金銭債務

短期金銭債務	61百万円
長期金銭債務	170百万円

(4) 当社は、グループ全体の効率的な資金運用・調達を行うため、フランスベッドホールディングスグループ・キャッシュ・マネジメント・サービス(以下「CMS」)を導入しております。

当社は、グループ会社5社とCMS運営委託基本契約を締結し、CMSによる貸出限度額を設定しております。これらの契約に基づく当事業年度末の貸出未実行残高等は次のとおりであります。

CMSによる貸出限度額の総額	12,540百万円
貸出実行残高	4,760百万円
差引額	7,780百万円

なお、上記CMS運営委託基本契約において、資金使途が限定されているものが含まれているため、必ずしも全額が貸出実行されるものではありません。

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 営業収益	2,570百万円
② 一般管理費	592百万円
③ 営業取引以外の取引高	33百万円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数 (千株)	当事業年度増加株式数 (千株)	当事業年度減少株式数 (千株)	当事業年度末の株式数 (千株)
普通株式	3,921	1,089	56	4,954

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加1,089千株は、取締役会決議による自己株式の取得1,080千株、譲渡制限付株式報酬における無償取得9千株、及び単元未満株式の買取り0千株によるものであります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少56千株は、取締役会決議による自己株式の処分56千株によるものであります。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

賞与引当金	17百万円
未払事業税	8百万円
投資有価証券評価損	68百万円
その他の関係会社有価証券評価損	12百万円
長期未払金	52百万円
資産除去債務	8百万円
その他	10百万円
繰延税金資産小計	179百万円
評価性引当額	△81百万円
繰延税金資産合計	98百万円
(繰延税金負債)	
その他	△1百万円
繰延税金負債合計	△1百万円
繰延税金資産の純額	96百万円

8. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

(単位：百万円)

会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (注5)	科目	期末残高 (注5)
フランスベッド(株)	直接所有 100%	経営指導 業務代行 出向社員の受入 資金の管理 役員の兼任	経営指導料の受取(注1) 業務代行料の受取(注1) 出向社員人件費の支払(注2) 資金の貸付(注3) 利息の受取(注3) 資金の預り(注4) 利息の支払(注4)	1,001 265 380 4,400 29 13,015 1	未収入金 未収入金 未払費用 関係会社短期貸付金(注3) 関係会社預り金(注4)	261 88 42 4,400 12,547
フランスベッド販売(株)	間接所有 100%	資金の管理 役員の兼任	資金の預り(注4) 利息の支払(注4)	1,010 0	関係会社預り金(注4)	1,084

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 子会社に対する経営指導料の算定については、当社の経営指導運営コストに一定率を加えたものとし、契約に基づき事業年度毎に当社が設定しております。
- (注2) 出向社員の受入による人件費の支払いについては、出向元の人件費を基準として決定しております。
- (注3) 子会社に対する資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を決定しております。なお、担保は受け入れておりません。
- (注4) 子会社からの資金の預りは、フランスベッドホールディングスグループ・キャッシュ・マネジメント・サービスによるものであり、会社間で資金の取引が反復的に行われているため、取引金額は期中平均残高を記載しております。また、利息については、市場金利を勘案して決定しております。
- (注5) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

9. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 1,007円52銭
- (2) 1株当たり当期純利益 33円05銭

10. 重要な後発事象に関する注記

(自己株式の取得)

当社は、2022年5月13日開催の取締役会において、会社法第459条第1項第1号の規定による定款の定めに基づき、自己株式を取得すること及びその具体的な取得方法について決議いたしました。

(1)自己株式の取得を行う理由

資本効率の向上を図るとともに、株主還元の一環として自己株式の取得を行うものであります。

(2)自己株式の取得に関する取締役会決議の内容

①取得する株式の種類

当社普通株式

②取得する株式の総数

550,000株(上限)

(発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合1.51%)

③株式の取得価額の総額

500,000,000円(上限)

④取得期間

2022年5月16日から2022年8月31日

⑤取得方法

東京証券取引所における市場買付

(注) 個別注記表は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。